

難病

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた

受給者証の有効期限の3か月延長について

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、北海道及び札幌市では、下記のとおり、特定医療費（指定難病）受給者証の有効期限を3か月自動延長することとしましたので、ご案内いたします。

1 延長対象者と延長期間

有効期限が令和3年9月30日の方を対象とし、有効期間を3か月間延長します（北海道・札幌市共通）。なお、有効期間を3か月延長した受給者証は、北海道・札幌市ともに交付しないため、下記のとおり、有効期限を読み替えてご対応願います。

現在の有効期限

～令和3年9月30日

北海道の受給者証は、昨年度の自動延長（1年間）時も読み替え対応しているため、多くは令和2年9月30日と記載

延長

延長後の有効期限

～令和3年12月31日

3か月間は、現時点で自動延長し得る最大の期間

2 更新申請期間について

この延長に伴い、下記のように更新申請期間を変更します（北海道も同時期に変更）。

例年の更新申請期間

7月～9月

変更

令和3年度の更新申請期間

令和3年9月頃～12月28日

更新期間始期は、別途受給者へご案内する他、近くなりましたら、札幌市公式ホームページへ掲載いたします。

3 臨床調査個人票について

この延長に伴い、令和3年度の更新申請においては、令和3年4月以降に作成したもの（最終ページの記載年月日による。）を対象といたします（北海道・札幌市共通）。

通常は、申請日の3か月前までに作成したものを有効としておりますが、本更新申請に限り、既に作成済みの臨床調査個人票であっても、作成日が令和3年4月以降のものであれば、更新申請にご使用いただけます。

4 その他

- 北海道・札幌市ともに、小児慢性特定疾病医療受給者証に関しては、延長等の措置は無く、更新手続きは通常通りとなります。
- この度の有効期間の延長対応は、北海道・札幌市での独自対応となるため、他自治体の受給者証内容の確認が必要となった場合は、当該自治体に直接ご確認願います。

お問合せ先

〒060-0042 中) 大通西19丁目 WEST19
札幌市保健福祉局保健所健康企画課難病医療係
TEL 011-622-5153 FAX 011-622-7223